

呉市道路台帳図の閲覧等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路台帳図の閲覧等（閲覧，写しの交付及び証明書の発行をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「道路台帳図」とは、道路台帳（道路法（昭和27年法律第180号）第28条の規定に基づき調製された道路台帳のうち、次に掲げる図面をいう。

- (1) 道路台帳平面図
- (2) 道路現況平面図
- (3) 市道認定路線網図

(閲覧)

第3条 道路台帳図の閲覧をしようとする者は、口頭等によりその旨を申し出るものとする。

2 前項の規定による閲覧に当たっては、デジタルスチルカメラ等による道路台帳図の撮影も可能とする。

(写しの交付)

第4条 道路台帳図の写しの交付を請求しようとする者は、口頭等により申し出るものとする。

2 前項の規定による写しの交付は、次のどちらかの方法によることとする。ただし、当該請求が道路台帳図の広範囲にわたる場合、道路の全体的な線形等を請求する場合等、当該方法による交付が困難な場合においては、この限りでない。

- (1) 道路台帳図を市備付けの複写機により原寸のままA3版サイズの単色で複写する方法
- (2) 市の地理情報システムである呉市統合型GISにおける道路台帳図用の印刷テンプレートを使用して印刷する方法（旧呉市地域など呉市統合型GISにより道路台帳図が印刷できる地域に限る。）

3 前項の写しには、当該道路台帳図が土地の境界を示すものではない旨の文言を記載するものとする。

(証明書の交付)

第5条 道路台帳図に係る証明書の交付を求める者は、道路台帳図に係る証明書交付申請書を市に提出しなければならない。

2 前項の規定による証明書の交付に当たっては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(新規路線等の閲覧等)

第6条 市道路線を新規に認定し、又は既存の市道路線の区域を変更した道路で、道路台帳図の更新が完了していないものに係る図面（道路工事に係る平面図等をいう。）の閲覧等は認めない。

2 前項の規定にかかわらず、道路管理者として事務手続上必要であると判断した場合又は議決済の市道路線の認定等の議案及び議案資料などの既に公開されてい

る図面等については、閲覧し、又は写しの交付を受けることができるものとする。
(閲覧等の費用)

第7条 道路台帳図の閲覧に係る手数料については、徴収しない。

2 道路台帳図の写しの交付及び証明書の交付に係る手数料については、呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の規定に基づく額を徴収するものとする。
(その他)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年8月17日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年5月23日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。